

群馬県立県民健康科学大学

目 次

I	認証評価結果	2-(3)-3
II	基準ごとの評価	2-(3)-4
	基準1 大学の目的	2-(3)-4
	基準2 教育研究組織（実施体制）	2-(3)-6
	基準3 教員及び教育支援者	2-(3)-8
	基準4 学生の受入	2-(3)-12
	基準5 教育内容及び方法	2-(3)-16
	基準6 教育の成果	2-(3)-26
	基準7 学生支援等	2-(3)-28
	基準8 施設・設備	2-(3)-31
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	2-(3)-34
	基準10 財務	2-(3)-37
	基準11 管理運営	2-(3)-39
<参 考>		2-(3)-43
i	現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(3)-45
ii	目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(3)-46
iii	自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）	2-(3)-48
iv	自己評価書等	2-(3)-52
v	自己評価書に添付された資料一覧	2-(3)-53

I 認証評価結果

群馬県立県民健康科学大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 各学部、各研究科のアドミッション・ポリシー（求める学生像）が明確に定められている。
- 大学院における両研究科の共通科目は、幅広い医療実践的知識の獲得及び医療課題への理解に効果を上げている。
- 大学院のシラバスが充実しており、積極的に活用されている。
- 学士課程における保健医療専門職共通専門科目、特に「保健医療チーム連携論Ⅱ（実習）」は教育効果が上がっており、学生の満足度も高い。
- 看護学部では、領域ごとに授業終了後にアフターセッションを行っており、授業の改善につなげている。

上記のほか、更なる向上が期待される点として、次のことが挙げられる。

- 入学者選抜の結果と入学後の成績に関する詳細な追跡調査を行っているが、その結果をいかに改善に活かすかは今後の課題である。

II 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

- 1-1 大学の目的（教育研究活動を行うに当たっての基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が、学校教育法に規定された、大学一般に求められる目的に適合するものであること。
- 1-2 目的が、大学の構成員に周知されているとともに、社会に公表されていること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学の目的を学則第1条において、「保健医療に関する高度な知識と技術を教授研究し、高い教養と豊かな人間性を持つ保健医療専門職者を養成するとともに、研究成果を地域に還元することにより、県民の保健、医療及び福祉サービスの向上に寄与すること」と定め、これに基づき、看護学部及び診療放射線学部の目的を学則第4条において定めている。これらの目的は、「対象の人間としての尊厳を維持しながら、高度に体系化された専門的知識・技術を基盤とした科学的根拠に基づく実践を提供し、常に最良の健康状態の実現を目指す保健医療専門職としての看護職者・診療放射線技師を養成する。さらに、将来、群馬県内のみならず国際的にも活用可能な研究成果を産出するとともに、わが国における最高水準のEBP（Evidence Based Practice）の創造・開発・普及に携わり、保健・医療・福祉環境における技術革新に貢献できる人材としての基盤を築く」という教育理念に基づくものである。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻の目的を含む。）が、明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的から外れるものでないか。

大学院の目的は、大学院学則第1条において、「看護学及び診療放射線学の理論及び応用の教授及び研究を通じてより高い専門性を有し、指導的役割を担う人材を育成し、もって地域社会における健康と福祉の向上並びに看護学及び診療放射線学の発展に寄与すること」と定められている。また、研究科ごとの教育目的も大学院学則第4条において明確に定められている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般に求められる目的から外れるものでないと判断する。

- 1-2-① 目的が、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているとともに、社会に広く公表されているか。

大学の目的は、教職員及び学生に対しては、学生便覧の配付、大学ウェブサイトへの掲載によって周知が図られている。

社会一般に対しては、『自己点検・評価報告書』、大学案内、ウェブサイト等により広く公表されている。

これらのことから、目的が大学の構成員に周知されているとともに、社会に広く公表されていると判断

する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準2 教育研究組織（実施体制）

- 2-1 大学の教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準2を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学は以下の2学部から構成されている。

- ・ 看護学部（1学科：看護学科）
- ・ 診療放射線学部（1学科：診療放射線学科）

群馬県は昭和27年度に群馬県立看護学院、昭和33年度に群馬県立診療エックス線技師養成所を設立した。以降、これらが改組されて群馬県立福祉大学校、群馬県立医療短期大学となり、看護師、保健師、診療放射線技師を養成する学科が設置されてきた。そして、この群馬県立医療短期大学を改組する形で平成17年度に当該大学が設立された。

これらのことから、学部及びその学科の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備され、機能しているか。

教養教育は、看護学部と診療放射線学部共通の教養教育科目として、平成17年度の開学の際に定められた34科目を提供することによって行われており、看護学部22単位以上、診療放射線学部18単位以上の履修を卒業要件としている。そのうち、2科目を必修とし、32科目は学生の興味・関心に応じて選択履修できるよう配置されている。

教養教育科目の運営は、各学部の教務委員会の検討に基づいて、合同教務委員会が、非常勤講師の採用等に関して調整しており、教養教育科目担当の教員は看護学部2人、診療放射線学部1人配置されている。

非常勤講師担当による科目については、1科目につき講師以上の2人の専任教員が支援するなどの体制を整備している。

これらのことから、教養教育の体制は、適切に整備され、機能していると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

当該大学院は2研究科から構成されている。

- ・ 看護学研究科（修士課程1専攻：看護学専攻）
- ・ 診療放射線学研究科（修士課程1専攻：診療放射線学専攻）

看護学専攻には実践看護学領域と看護教育学領域の2領域を設け、実践看護学領域は看護実践に資する研究能力を備えた研究者の育成を、看護教育学領域は基礎教育・卒後教育・継続教育を展開するための教

育能力を備えた看護学教員の育成を目指している。

診療放射線学専攻は放射線画像検査学分野及び放射線治療学分野の2分野で構成され、医療現場における高い専門性の維持と展開が期待できる高度医療専門職者としての知識基盤を身に付けた指導者の育成を目指している。

これらのことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 別科、専攻科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 大学の教育研究に必要な附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切に機能しているか。

該当なし

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

当該大学では学則に基づき、学内における最高議決機関である評議会の下に、学内の評議員で構成する学部研究科合同会議を置き、両学部、両研究科に共通する教育活動に係る重要事項について審議している。

各学部には教授会を置き、教育課程や試験、単位認定等の重要事項は学部ごとに審議している。教授会構成員は、教授、准教授、専任講師及び助教である。

各研究科には、大学院を担当する教授によって構成される研究科委員会を置き、教育課程や修士論文審査、試験、単位認定等の重要事項を審議している。

学部研究科合同会議、教授会、研究科委員会は原則毎月1回開催されているほか、必要に応じて臨時に開催されている。

これらのことから、教授会等が必要な活動を行っているとは判断する。

2-2-② 教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切な構成となっているか。また、必要な回数会議を開催し、実質的な検討が行われているか。

各学部、各研究科にそれぞれの委員会規程によって教務委員会が設置され、教育課程編成や授業計画等について審議、決定している。開催は月1回の定例委員会のほか、必要に応じて臨時に開催している。

大学全体としては、教育課程や教育方法を検討する組織として両学部長及び各分野、領域の代表から構成される合同教務委員会が設置され、各学部、各研究科教務委員会の審議結果の取りまとめや相互の調整を行っている。

これらのことから、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切な構成となっており、実質的な検討が行われているとは判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育課程を遂行するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、適切な基準が定められ、それに従い適切な運用がなされていること。
- 3-3 教育の目的を達成するための基礎となる研究活動が行われていること。
- 3-4 教育課程を遂行するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 3-1-① 教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

当該大学は、豊かな人間性と科学的根拠に裏付けられた専門的知識・技術を身に付け、実践を提供・開発できる人材の育成を目指している。そのために必要な学科目を明確にし、それぞれの学科目に実践経験豊富な専門職者を配置した教育組織の編制となっている。

教養教育及び専門基礎教育を担当する教員は両学部に分かれて所属し、学部長の責任体制下にある。

看護学部における専門教育は専任教員が担当し、看護技術学、生涯発達看護学、地域健康看護学、及び機能看護学の4つの分野に区分されて配置されている。

診療放射線学部における専門教育は、放射線画像学及び放射線治療学の2分野に大別され、放射線画像学は診療放射線技術学、診療画像技術学、医療画像情報学、及び核医学検査技術学の4領域に、放射線治療学は放射線治療技術学及び放射線管理計測学の2領域に区分される。

教授は専門分野の責任者であり、専門分野の教育研究の遂行の責任を負い統括するとともに、大学の組織運営において委員会運営の責任を持っている。准教授は、教授とともに専門分野の教育研究の円滑な遂行を担っている。講師及び助教は、主として専門分野の実習や演習、講義を担当し教育活動を担っている。助手は、専門分野及び他分野の教育活動の補助業務を中心に担っている。教育研究に係わる責任は原則として専門領域ごとに教授が一義的な責任を負い、学部全体では学部長が担う責任体制となっている。

教員間の連携体制は、主に分野ごとの連携と学部・分野を横断した連携がある。分野ごとの連携会議は、責任者である教授により定期的で開催され、教授、准教授、講師、助教及び助手の役割分担を決定し、情報共有している。横断的連携は、学部や分野を超えて複数教員が担当するオムニバス授業について科目責任者の主催による、授業前打ち合わせ、評価会議等が行われている。さらに、学部の実習に関する教育研究については、教務委員会の下部組織である実習部会が、年8回計画的に開催され、各学年の実習計画と達成度、課題が全教員に共有されている。

大学院を担当する教員は全員が学部と兼任であり、研究科長は学部長が兼ねている。看護学研究科は、実践看護学領域及び看護教育学領域の2つの領域を有している。また、診療放射線学研究科は、放射線画像検査学分野及び放射線治療学分野の2つの分野を有している。

これらのことから、教員組織編制のための基本的方針を有しており、それに基づいて教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がな

されていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育課程を遂行するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における教員数は、次のとおりであり、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

- ・ 看護学部：専任 46 人（うち教授 12 人）、非常勤 36 人
- ・ 診療放射線学部：専任 20 人（うち教授 9 人）、非常勤 36 人

教養教育科目のうち、「倫理と道徳」、「英語」、「情報科学」、「生物学」、「環境科学」、「スポーツ理論」については専任の教授又は准教授を配置している。専門基礎科目については一部の授業科目（「代謝と栄養」、「薬理作用」、「社会制度と福祉」）を除いて、専任の教授又は准教授を配置している。看護学部の専門科目においては、すべての授業科目で教授又は准教授を科目責任者として配置し、専任講師は主に実習を担当している。オムニバス形式の授業科目については教授が責任を持っている。診療放射線学部の専門科目においても、主要な授業科目は専任の教授又は准教授を配置し、オムニバス形式の授業科目については教授が責任を持っている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認められる授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程（専門職学位課程を除く。）において、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されているか。

大学院課程における研究指導教員数及び研究指導補助教員数は、次のとおりであり、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。大学院の教員は、全員学部の教員が兼務している。

〔修士課程〕

- ・ 看護学研究科：研究指導教員 12 人（うち教授 9 人）、研究指導補助教員 8 人
- ・ 診療放射線学研究科：研究指導教員 18 人（うち教授 8 人）、研究指導補助教員 2 人

これらのことから、必要な研究指導教員及び研究指導補助教員が確保されていると判断する。

3-1-④ 専門職学位課程において、必要な専任教員（実務の経験を有する教員を含む。）が確保されているか。

該当なし

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員組織活性化の一環として、教員採用は原則として公募によるものであり、すべての職位に任期制を採用している。具体的には教授は 10 年、准教授は 7 年、講師は 5 年、助教・助手は 4 年と、職位によって任期の期間が異なっている。再任を希望する教員は任期満了の日の 1 年前までに、再任審査委員会に業績評価のための資料を提出して再任審査を受けることになっている。なお、教員は再任審査に該当しない年度にあっても、毎年度業績評価のための資料を取りまとめ、自己の活動を評価し資質向上に努めるものとする定められている。再任審査申請者は審査結果に対して不服を申立て、再審査を受けることが可能な制度となっている。

再任の審査は教育活動、研究活動、大学運営への貢献、社会への貢献についての活動状況を基に、総合

的な評価となっている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇任の場合を含めて教員選考規程に基づいて選考される。なお、昇任は、定員は満たしているが当該職位に空きが生じた場合、及び学部長による推薦に基づき、設置者である群馬県人事課が認めた場合に人事案件とされる。

教員選考委員会は、当該学部の教授3人及びその他の教員2人から構成されるが、他学部の授業科目も担当する教員を選考する場合は当該学部の選考委員を加えている。委員会は規程に定められた基準で、教育経歴、研究業績、人物評価等について書類及び必要に応じて面接により選考を行い、採用候補者を決定している。また、候補者の決定は教授会構成員による選挙又は信任投票により行っている。

これらのことから、教員の採用基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用がなされていると判断する。

3-2-② 教員の教育活動に関する定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育活動に関する定期的な評価を行う組織として、再任審査委員会と合同FD委員会がある。再任審査委員会では毎年度の活動状況を取りまとめた評価資料（教員が自ら作成）に基づき、再任用時に任期中の教育活動を評価している。評価基準の1項目である「教育活動」には、授業評価や授業改善の状況が含まれている。これとは別に、両学部において教員による業績の自己評価制度を毎年度実施すべく、制度設計を行うワーキンググループを設けており、平成24年度より試行運用を開始するため検討を進めている。

合同FD委員会では学生の授業に対するアンケート調査を行い、調査結果を踏まえた改善点を授業評価報告書として各年度2回取りまとめている。

なお、平成22年度より教務委員会とFD委員会による専任教員を対象とした「教育活動実態調査」を年度末に実施して、教育活動の実態を把握する試みをしている。

これらのことから、教員の教育活動に関する定期的な評価に向けた取組が現時点では十分とはいえないと判断する。

3-3-① 教育の目的を達成するための基礎として、教育内容等と関連する研究活動が行われているか。

教育課程は、教育目的を達成するために構成されており、各々の教員は、自身の研究内容と連動した授業科目を担当している。その関連性は、シラバスと教員紹介により知ることができる。

このことから、教育内容等と関連する研究活動が行われていると判断する。

3-4-① 大学において編成された教育課程を遂行するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教育課程を展開するための事務は主に事務局教務係（専任職員5人、非常勤1人）が担っている。また、

嘱託の教務補助（1人）が教育支援を行っている。なお、診療放射線学部においては、臨床実習等に協力する医療機関等の指導者に臨床教授の称号を与えて委嘱している。（平成23年度は、医師3人、診療放射線技師4人。）また、病院等の臨床実習のためには、保健師、看護師、診療放射線技師の資格を有する者を臨床実習指導員として配置している。

一方、研究科開設と同時にTA制度も運用しており、平成23年度は看護学研究科1人、診療放射線学研究科2人の大学院学生をTAとして採用し、学部学生に対しての教育補助として配置している。

これらのことから、必要な事務職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準3を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 教員の教育活動に関する評価への取組が現時点では十分とはいえない。

基準4 学生の受入

- 4-1 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されていること。
- 4-2 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入が実施され、機能していること。
- 4-3 実入学者数が、入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 4-1-① 教育の目的に沿って、求める学生像及び入学者選抜の基本方針などの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、公表、周知されているか。

大学の目的に基づいて大学全体のアドミッション・ポリシー（求める学生像）を定めている。

- 1. 豊かな人間性を培い、人間への深い関心と理解を示す人
- 2. 自立を目指し、自ら学ぶ姿勢を持つ人
- 3. 他者との関わりを通して成長できる人
- 4. 保健医療専門職を目指す者として、専門的知識や技術の獲得に意欲を示す人

また、学部の教育目的に応じて、各々のアドミッション・ポリシー（求める学生像）を定めている。

〔看護学部〕

- 1. 人間と環境に興味を持ち、人々の健康維持、増進に役立つことを希望する人
- 2. 看護学への探求心を持ち、社会貢献への意欲のある人

〔診療放射線学部〕

- 1. 論理的な思考及び柔軟な発想により、自ら見出した問題点を解決する意欲と行動力を持った人
- 2. 診療放射線学に関心を持ち、その学問的な発展を通して国際社会及び地域社会への貢献を目指す人

大学院課程においても、研究科ごとにアドミッション・ポリシー（求める学生像）を定めている。

〔看護学研究科〕

- 1. 看護学を専攻する基盤となる看護専門職者として必要な教養と素養を備えている人
- 2. 看護学に関連する基礎的な知識・技術及び専門科目の履修に必要な基礎学力・語学力（英語）を備えている人
- 3. 看護学の充実・発展・革新を志向する看護学研究者を強く志望している人
- 4. 看護実践者・看護学教員を対象とした教育コーディネーター（SD、FD）を強く志望している人

〔診療放射線学研究科〕

- 1. 診療放射線学の教育を受けるための基礎学力を持っていること
- 2. 診療放射線学に対する深い関心と強い目的意識を持っていること
- 3. 診療放射線学における課題を自ら見だし解決する意欲を持っていること
- 4. 診療放射線学の習得を通して広く社会へ貢献する意欲を持っていること

5. 診療放射線学を基礎とした高度医療専門職者、研究者、教育者を目指していること

アドミッション・ポリシーは学部、研究科ともに学生募集要項、大学案内及び大学ウェブサイトに記載し、広く社会に公表されている。学部については、県内及び近県の高等学校の教員を対象にした入学説明会や高校生等を対象にしたオープンキャンパス、さらに、学園祭における入試説明コーナーにて受験希望者及び保護者へ周知されている。また、高等学校への模擬授業、進路ガイダンス、進路相談会に積極的に参加し、当該大学のアドミッション・ポリシー並びに教育活動の実態をより深く理解してもらえよう活動している。研究科においては、例年6月に大学院説明会を実施し、受験希望者に対して周知を図っている。さらに、学部、研究科ともに、随時希望者への大学見学を受け、そこでもアドミッション・ポリシーを含めた具体的な説明を行っている。

オープンキャンパスについて、その企画運営は企画運営委員会の下部組織である広報部会が中心となって担当している。看護学部は、平成19年度以降、参加者が各々の興味・関心に従って模擬講義や模擬演習に自由に参加したり、展示室を見学する方法を採用している。診療放射線学部は、参加者が増加したことによって、多目的ホールと学生ラウンジを説明会用の会場として準備している。施設見学については、例年3班に分かれて教員の引率の下に施設見学を行っている。平成22年度の参加者は1,192人である。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められ、公表、周知されていると判断する。

4-2-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能しているか。

学部については、アドミッション・ポリシーを受けて入学者選抜の基本方針を定めており、これに沿って一般入学、推薦入学（群馬県内高等学校の推薦）、社会人特別選抜の3つの形態を組み合わせた入学試験を実施している。

特徴としては、一般入学試験においても面接試験を必須として採用していることが挙げられる。面接試験では、求める学生像に沿った人物評価ができるよう、学内資料として面接試験実施要領を作成し、その中に質問項目を設け、項目ごとに質問例を挙げることで面接員間の格差をなくすとともに評価能力の向上を図っている。

学力検査は、一般入学試験では大学入試センター試験、推薦入学・社会人特別選抜では小論文（和文・英文）及び書面審査を用いている。

研究科ではアドミッション・ポリシーを受け、研究科ごとに入学者選抜の基本方針を定めている。また、社会人が現職を継続しながら教育を受けられるように教育方法を多様化しており、選抜においても一般選抜に加えて社会人特別選抜を設けている。なお、入学後の研究活動を円滑に進めるため、出願に先立って、志望する領域若しくは分野の担当教員との面接を行い、研究テーマや内容等の事前相談を実施することとしており、それを学生募集要項においても出願前面接の項目を設けて説明している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実質的に機能していると判断する。

4-2-② 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）において、留学生、社会人、編入学生の受入等に関する基本方針を示している場合には、これに応じた適切な対応が講じられているか。

該当なし

4-2-③ 実際の入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

学部に関しては、入学試験の準備、実施、発表、入学手続等の両学部共通の事項については合同入学試験委員会にて検討し、試験問題作成委員及び試験監督者等の選出、試験結果の集計、合否判定等は各学部入学試験委員会で検討し、教授会の議を経て学長が決定している。また、各学部入学試験委員会では試験及び合否判定に際しての採点基準や合否判定基準が設定されている。

合否判定の方法は、社会人特別選抜試験においては小論文、面接、書類審査を総合的に審査し、A判定となった受験生を合格としている。推薦入学試験においては、小論文、面接、書類審査の結果を点数化し、上位の受験生から、募集人員より社会人特別選抜試験合格者数を除いた数の合格者を決定している。一般入学試験においては、大学入試センター試験の各得点数に、点数化された面接結果を加算し、上位の受験生から募集人員数の合格者を決定している。

入学試験は、学長を本部長とし、合同入学試験委員長及び事務局長を副本部長、入学試験委員及び事務局入学試験担当職員を本部構成員とする入学試験実施本部を組織し、ほぼ全教職員がそれぞれの配置に付いて実施されている。

研究科に関しても、両研究科共通の事項については合同入学試験委員会で検討し、試験問題作成委員及び試験監督者等の選出、試験結果の集計、合否判定等は各研究科入学試験委員会で検討し、研究科委員会の議を経て学長が決定する。実施体制については、学部入学試験と同様である。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-2-④ 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。

学部については、アドミッション・ポリシーを定め、それを公表、周知し、それに則した入学試験を実施したのは平成18年度からである。現段階においては、各学部において、選抜時における学生の特性を選抜方法ごとに把握し、在学中のGPA（Grade Point Average）の値と国家試験の成績との関係を整理、検討している。さらに、合同入学試験委員会が、入学者選抜の結果と入学後の成績に関する詳細な追跡調査を行っているが、その結果をいかに改善に活かすかは今後の課題である。

研究科については平成22年度に完成年度を迎えたため、現在検証方法を検討中である。

これらのことから、入学者選抜方法の改善への反映は今後の課題であるが、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が始められていると判断する。

4-3-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成19～23年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。（ただし、平成21年4月に設置された各研究科（修士課程）は平成21～23年度の3年分。）

〔学士課程〕

- ・ 看護学部：1.02倍
- ・ 診療放射線学部：1.02倍

〔修士課程〕

- ・ 看護学研究科：1.00倍
- ・ 診療放射線学研究科：1.00倍

これらのことから、入学定員と実入学者数との関係は適切であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準4を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 各学部、各研究科のアドミッション・ポリシー（求める学生像）が明確に定められている。

【更なる向上が期待される点】

- 入学者選抜の結果と入学後の成績に関する詳細な追跡調査を行っているが、その結果をいかに改善に活かすかは今後の課題である。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-3 成績評価や単位認定、卒業認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(大学院課程)

- 5-4 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-6 研究指導が大学院教育の目的に照らして適切に行われていること。
- 5-7 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

(専門職学位課程)

- 5-8 教育課程が教育の目的に照らして体系的に編成されており、その内容、水準、授与される学位名において適切であること。
- 5-9 教育課程が当該職業分野における期待にこたえるものになっていること。
- 5-10 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
- 5-11 成績評価や単位認定、修了認定が適切であり、有効なものとなっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1① 教育の目的や授与される学位に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

教育課程は、教養教育科目、保健医療専門職共通専門科目、専門基礎科目、専門科目からなる。

教養教育科目は、「文化と生活」、「個人と社会」、「人間とコミュニケーション」、「環境と科学」の4科目群、34科目から構成され、両学部合同の科目としている。このうち、「文化と生活」科目群の「群馬県民の文化と生活」は、地域に生活する人々の保健・医療・福祉への貢献を目指す観点から、また、「人間とコミュニケーション」科目群の「情報科学」は、未来社会におけるコミュニケーション技術の拡大の観点から両学部の必修科目に指定している。

保健医療専門職共通専門科目は、保健医療専門職に共通に求められる知識・技術・態度を学ぶ5科目から構成され、すべて両学部合同授業としている。そのうち「保健医療チーム連携論Ⅰ」、「保健医療チーム連携論Ⅱ(実習)」等の3科目を必修科目に指定し、専門領域の異なる保健医療専門職の役割や機能の共通性・相違性を学ぶ機会を提供している。保健医療専門職共通専門科目の卒業要件単位数は5単位以上である。

看護学部は保健師助産師看護師学校養成所指定規則、診療放射線学部は診療放射線技師学校養成所指定規則の基準に適合する教育課程を編成して専門教育を行っている。

専門基礎科目は、学部ごとの専門的知識・技術を学習するための前段階として位置付けられ、看護学部では「環境と健康」、「人間の発達と健康」、「専門職的態度の基盤」の3科目群、20科目から、診療放射線学部では「人間の発達と健康」、「放射線科学現象と技術」、「専門職的態度の基盤」の3科目群、25科目から構成されている。この中には、両学部同一の名称を持つ科目を配置しつつ、別個の時間配分、方法を設定するものと、合同授業を実施するものがある。卒業要件単位として、看護学部23単位以上、診療放射線学部30単位以上の履修を必要としている。

看護学部の専門科目は、「看護の本質と看護技術」、「人間の生涯発達と看護」、「地域で生活する人々の健康と看護」、「看護専門職の役割と機能」の4科目群、36科目から構成されている。1年次から実習を開始し、4年次には、それまでに学習した内容を統合することを目的とする「看護専門職の役割と機能Ⅱ－1（総合実習）」、「看護専門職の役割と機能Ⅱ－2（役割移行実習）」を配置している。また、実践に研究成果を活用するための能力を向上させることを目的とする「看護学研究Ⅰ（問題解決過程）」、「看護学研究Ⅱ（EBP）」を4年次必修科目として設定している。専門科目の卒業要件単位数は66単位以上である。

診療放射線学部の専門科目は、「診療放射線技術」、「診療画像技術」、「医療画像情報」、「核医学検査技術」、「放射線治療技術」、「放射線管理計測」の6科目群、47科目で構成されている。1年次から「診療放射線技術」科目群に属する「診療放射線技術学導入実習」を開始し、2年次及び3年次は講義科目を中心として、3年次後期セメスターから実習科目を履修することとしている。4年次にはさらに、実習科目を多く配置し、病院での実践的臨床実習を実施している。また、「診療放射線技術学研究」を配置し、学生が個別の課題の研究を通年で行い、口頭発表及び論文作成を行っている。専門科目の卒業要件単位数は67単位以上である。

これらのことから、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

看護学部と診療放射線学部の開設科目は、それぞれ他学部の学生が履修可能なように両学部共通科目として配置されている。これは両学部の卒業生の多くは、保健医療分野という共通の分野において就業することが予想され、保健医療における協働やチーム医療を行う上で、共通科目開設が重要であるとの考えに基づいている。

他大学等における既修得単位は、学則第34条（入学前の既修得単位等の認定）に基づき、審査の上、60単位を上限として当該大学における授業科目を修得したものと認定している。また、学生が当該大学の許可を得て留学した場合、審査を経ることにより、留学先大学での修得単位を当該大学において履修したものと認定することが可能であることが規程で定められている。

当該大学ではEBPを推進し得る人材の育成に努めており、教員は自らの研究成果及び授業に関連する最新の研究成果を活用し、科学的根拠に基づいた授業を展開することを目指している。また、各教育研究分野に所属する教員は原則として、その専門分野と共通する科目を担当し、研究活動と教育活動の関連を強化している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-1-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

当該大学の学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されている。

授業時間外の学習時間を確保するため、1日の最大講義数を5コマとしている。時間割の設定に際し、必修科目が連続しないように配慮し、可能な限り選択科目を履修する機会を増やしている。

卒業要件は、126単位に設定している。また、学生個々に対する組織的な履修指導体制として、GPA制度及びCA（カリキュラム・アドバイザー）制度を導入している。CA制度は、学生約8～10人を1グループとし、1～2人の専任教員が配置され、4年間の学習の流れを見据えた中で内容を確認し、授業履修計画の改善を指導するとともに、セメスターGPAと累積GPAに基づき、履修計画の作成や効果的な学習活動を支援している。

これらのことから、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

教養教育科目の語学系科目やコミュニケーション科目では、外国人教員による授業や演習形式の授業が実施され、英語科目ではコンピューターを利用したCALLシステムが導入されている。「群馬県民の文化と生活」、「芸術Ⅱ（造形芸術）」、「芸術Ⅲ（舞台芸術）」、「生活と科学Ⅱ（文学）」においては、実際に作品を鑑賞したり、創作したり、演じたりという形態での授業を組み合わせている。また、「情報科学」等、情報通信技術に関する授業では、実際にマルチメディア教室で端末を操作しながらの授業を実現している。

専門基礎科目では、「人間の発達と健康概論」、「環境と健康各論Ⅰ（内部環境を支える人体の構造と機能）」、「環境と健康各論Ⅱ（代謝と栄養）」、「環境と健康各論Ⅲ（薬理作用）」、「環境と健康各論Ⅳ（病原体と免疫）」が、講義と実習を組み合わせ、演習科目として開設されている。

看護学部の専門科目においては、講義、演習、参加観察実習を段階的に組み合わせることにより、学生が学内で学習した技術と臨床で提供される技術の相違に戸惑うことを回避するよう努めている。参加観察実習では、講義や演習で学んだ看護技術の原理原則が臨床環境の中でどのように応用されているのかを検証し、引き続き、学生は「看護技術学各論Ⅵ（実習）」において初めてクライアントを受け持つこととしている。また、「地域健康看護学概論」では、講義に加え、様々な地域で生活する人々の環境と健康を参加観察する実習を実施し、県内の山間地域4か所を教員とともに訪問し、そこで生活する人々との相互行為を通して学習内容に対する理解を深める機会を提供している。

診療放射線学部の専門科目においては、1年次に「診療放射線技術学導入実習」を病院施設で実施し、専門科目に本格的に進む前段階で放射線診療の実践を理解させるようにしている。授業は8～9人の小グループ制とし、各グループに講師以上の専任教員及び臨床教授、臨床実習指導員による教育体制を構築している。

3年次後期セメスターに行われる実験科目は、実際の機器を用いて行われるが、実験で使用するCTとMRIについては、期間中にモバイル装置を借用せざるを得ず、十分な実験環境が整備されているとはいえない。放射線治療技術の習得については、放射線治療計画用コンピューターを複数台設置し、演習と実験に供している。これにより、学生が具体的なイメージをつかむことが難しい放射線治療技術の理解を促している。

これらのことから、十分な実験環境が整備されているとはいえないものの、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-2-2② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスには、科目区分、授業科目名、科目番号、クラス番号、授業形式、必修選択区分、開講時期、単位数、科目責任者名、担当教員名、授業の概要、学科目的、学科目標、授業内容、授業方法、評価方法、教科書、参考書・参考文献、聴講生受講の可否、科目等履修生受講の可否の項目について内容が明示されている。

学生による授業評価の結果からも、シラバスの活用がうかがえる。直近の調査である平成 22 年度後期セメスター授業評価において、「シラバスどおりに授業展開されているか」という項目に対して、5 点満点中、教養教育科目は平均 4.38、看護専門科目は 4.33、診療放射線専門科目は 4.11 という結果が得られている。この事実は、学生面談でも確認することができた。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-2③ 自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

入学時のオリエンテーションにおいて、講義科目 1 単位を修得するためには 30 時間、演習科目 1 単位を修得するためには 15 時間の自主学习時間が必要であることを学生に周知を図り、CA の指導下でこれを考慮した履修計画の作成を促している。また、自主学习に用いる時間帯を学生自身が設定できるように時間割編成を工夫している。自主学习の場としては、図書館、センターホール、学生ラウンジ及び演習室等の施設を開放している。

基礎学力不足の学生への配慮として、セメスターごとの GPA 2.0 未満の学生に対し CA が面接を行い、学習方法等の指導で対応している。ただし、このような学生は各学年数人以下であり、現段階では補習授業開講の措置はとられていない。

これらのことから、自主学习への配慮、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-2④ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-2⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-1① 教育の目的に応じた成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されているか。

成績評価基準は学則第 31 条に規定され、さらに、履修方法及び学修の評価に関する規程で、授業科目の履修方法及び学修の評価の詳細が定められている。これらは、学生に対して学生便覧及びオリエンテーションにおいて周知を図っている。なお、個々の科目の評価基準については、シラバスに成績評価法を個

別に記載し、授業開始時にも教員から評価基準が示されている。

担当教員はシラバスに記載の評価基準に従い、成績を入力用紙に記入し事務局教務係に提出している。

卒業認定基準は、学則第 35 条に卒業要件として規定されており、4 年以上在籍し、所定の授業科目を 126 単位以上修得した学生に対し、教授会の議を経て、学長が卒業認定を行っている。卒業認定基準は、学生便覧に記載され周知が図られている。

これらのことから、成績評価基準や卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-② 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績評価に対して学生からの異議申立て制度を設けており、文書による申立てに対して教員が文書で回答し、学生と教員が相互に納得したことを教務委員会が確認する体制になっている。異議申立ての件数は平成 20～22 年度で 12 件である。

このことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育の目的や授与される学位に照らして、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっているか。

大学院の教育課程は、幅広い医療実践的知識及び医療課題への理解を目的とする共通科目並びに各研究科の専門科目から構成されている。両研究科の共通科目には、「専門職教育展開論Ⅰ（カリキュラム編成の基礎）」、「専門職教育展開論Ⅱ（カリキュラム編成の実際）」、「教育と倫理」、「研究と倫理」、「診療放射線学特論」、「保健医療安全学特論」、「保健医療特論」、「放射線医療統計解析学」、「放射線画像解剖学特論」、「医療画像診断学特論」、「医療画像診断学演習」、「放射線学シミュレータ特論」があり、大学の研究分野の広がりを利用して専門外の知識の獲得を促す構成となっている。

看護学研究科においては、基礎能力を獲得させるために共通科目を配し、実践看護学領域と看護教育学領域の 2 つの専門領域を分けて教育課程を編成している。2 つの領域の共通科目としては、「看護学研究方法論Ⅰ（研究過程と研究方法の理解）」、「看護学研究方法論Ⅱ（研究批評と研究成果の活用）」、「研究と倫理」を研究の基礎能力の獲得のために、「専門職教育展開論Ⅰ（カリキュラム編成の基礎）」、「専門職教育展開論Ⅱ（カリキュラム編成の実際）」、「教育と倫理」を教育の基礎能力の獲得のために設け、さらに、研究成果を政策に反映させるために必要な基礎能力を獲得させるための科目として「看護政策管理論」を提供している。専門領域の専門科目は、学生が既存の概念、理論の学習から関心領域の研究の現状や課題の明確化、研究成果の応用へと進み、最終的には「特別研究」に統合されることを意図している。

診療放射線学研究科においては、放射線画像検査学分野及び放射線治療学分野の 2 分野を編成し、各々の分野に対応する専門科目、並びに両者に共通する共通科目を置いている。診療放射線学研究科では、診療放射線学部における 6 つの専門領域を、学術的共通性を考慮して放射線画像検査学分野と放射線治療学分野の 2 つの専門分野に統合・編成することを特徴として教育課程を編成している。放射線画像検査学分野では、学部における 2 つの専門領域、放射線画像学領域と放射線情報学領域とを結び付け、医療画像情報に関するエキスパートの育成を目指すことを基本方針として、CT 検査、MR I 検査、核医学検査、超音波検査、機能画像検査等の画像検査に関わる各種モダリティの開発・改良、撮像手技の開発、データ処理法の開発・応用、ネットワーク構築・運用に関する演習科目を置いている。放射線治療学分野では、放射線治療に対する高い専門性を有する人材の育成を目指して、重粒子線治療措置等の最先端の放射線治療

措置による、がん等に対する効果的な治療を行うための治療措置の開発・改良、治療計画の作成、治療手技の開発、機器の精度管理等に関する演習科目を置いている。

これらのことから、教育課程が体系的に編成されており、授業科目の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿ったものになっていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

社会人学生の占める割合が高い研究科においては、その時間的制約を考慮して夜間開講や夏季、冬季、週末での集中講義等、個々の学生に合わせた開講を行っている。また、学生のニーズの把握は指導教員による直接聴取及びアンケート調査で行い、調査結果に対して可能な限り対応し、対応できない事例については理由の説明をしている。

なお、看護学研究科の約半数の学生は3年又は4年間の長期履修制度を活用している。これら社会人学生に対しては、履修モデルを提示し、仕事と研究活動を両立できるように効率的な履修方法について入学前説明会を開催し、研究指導教員が個別指導において説明している。

研究成果の反映については、看護学研究科、診療放射線学研究科とも、教員の執筆した論文を例に、授業科目に活かしている事例も見られる。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、研究成果の反映、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-4-③ 単位の実質化への配慮がなされているか。

研究科の修了要件は、看護学研究科は32単位以上、診療放射線学研究科は30単位以上としている。また、過剰な履修登録による学習の質低下を防ぐため、1年間の履修登録の上限を24単位（集中講義及び特別研究は含まない）とするCAP制を導入している。また、GPA制度を採用しており、学生が自らの学習活動を自己評価できる客観的な成績評価を数値として示している。学生アンケート、授業評価においても、学生による授業内容への満足度は高い。

看護学研究科では、科目履修方法について大学院説明会及び入学予定者への入学前説明会においてシラバスを用いた具体的な説明を行っている。シラバスには、事前・事後学習における課題を示すとともに、この事前・事後学習を前提に授業が展開されることを明示している。事前学習として学生は主要文献を精読し、要約を行って発表したり、自己の研究テーマに関連する国内外の最新文献を精読し批評したりしている。このような学生の事前学習に基づく授業展開は、文献の読解力、批判的思考力、探求力、表現力等を育成することにつながっている。

診療放射線学研究科では、入学時のオリエンテーションのほか、個々の学生に対して、各指導教員がシラバスを用いて具体的に履修科目の選択について指導し、予習、復習に要する時間配分を計画することで単位の实質化に努めている。学生は自分の机及びパソコン等を備えた大学院生室において、自習を行える環境にある。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。

看護学研究科では、科目ごとの履修者数は1～7人の範囲であり、少人数授業を実施している。授業の目的に照らして、講義や演習に討議・討論型授業やプレゼンテーションを多く組み込んでいる。また、コンピューターを用いた統計解析演習も展開しており、教育内容に応じて様々な授業形態を組み合わせで実施している。

診療放射線学研究科では、授業の形態はすべて演習であり、少人数授業、対話・討論型授業が展開されている。授業時間外には電子メールを利用して指導を行うなど、最大限の教育効果を得るために各教員は工夫して指導を行っている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされていると判断する。

5-5-② 教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、活用されているか。

シラバスは教育課程編成の趣旨に沿って統一した形式で作成されている。内容は科目区分、授業科目名、科目番号、クラス番号、授業形式、必修選択区分、開講時期、単位数、科目責任者名、担当教員名、授業の概要、学科目的、学科目標、授業内容、授業方法、評価方法、教科書、参考書・参考文献、聴講生受講の可否、科目等履修生受講の可否等の項目であり、授業内容が具体的かつ詳細に明示されている。特に、各回の授業内容、自主学習課題が明確に示され、学生の学習が円滑なものとなり、学習効果を促進している。学生は、シラバスを積極的に活用して授業目的・内容を把握し、履修計画を立てており、自主学習を進めている。

これらのことから、教育課程の編成の趣旨に沿って適切なシラバスが作成され、有効に活用されていると判断する。

5-5-③ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

勉学意欲のある医療従事者（社会人）が在職したまま就学できるように、大学院設置基準第14条の規定を受けた大学院学則において夜間等にも授業を開講できるようにし、入学の時点で学生の希望を取り入れ、夜間開講や夏季及び春季集中講義を組み入れるなど、個々の学生に合わせて時間割の調整を行っている。また、履修に無理が生じないよう、長期履修制度も採用している。

さらに、学生に対して個別に履修及び研究指導を行うことで、学生が計画的に行動できるようにしている。各教員は、オフィスアワーを設け、夕方から夜間にかけて質問や相談に対応できるようにしている。時間外や週末の大学院生室の使用は、一定の条件の下で可能としている。

これらのことから、夜間において授業を実施している課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われていると判断する。

5-5-④ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む。）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）、若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-6-① 教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われているか。

両研究科とも、入学者選抜出願書類として提出された研究計画書に基づいて、研究科委員会で指導教員を決定し、共通科目と各研究科の専門科目の履修から、特別研究を経て、学位論文作成までを研究指導教員、研究指導補助教員、その他が協力して指導する体制となっている。

看護学研究科では、研究指導補助教員については、学生の研究の特性に配慮し、学生と相談の上、本人の了解を得て研究科委員会に報告し、承認を得ることとし、主専攻領域の研究指導教員だけでなく、必要に応じて、共通科目を担当する教員及び学外の専門家からも研究遂行に向けた助言を得ることができるようにしている。2年間の修業年限の学生は、1年次中に研究計画審査及び倫理審査に合格し、2年次末に論文審査ができるよう研究指導を行っている。

診療放射線学研究科では、研究指導委員会を設け、研究科として一貫した指導体制を構築している。その中で、研究指導教員は、「診療放射線学特別研究」における研究指導及び履修科目の選択に関する指導を中心に行い、研究指導補助教員は、研究指導教員と連携して研究遂行や論文作成への助言及び履修指導を行っている。1年次前期 Semester 終了までに研究課題を設定し、1年次後期 Semester 終了までに研究計画を立案の後に、研究指導委員会及び倫理委員会における審査を受け、研究科委員会の承認を経て1年次終了までに研究を開始することとしている。研究の進捗状況は、毎年9月及び2月に研究指導委員会へ報告書を提出するとともに、中間報告会を開催し、学内に公表することで確認している。

これらのことから、教育課程の趣旨に沿った研究指導、学位論文に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて行われていると判断する。

5-6-② 研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われているか。

看護学研究科では、研究指導は主専攻領域の研究指導教員と研究指導補助教員の複数指導体制をとっている。研究指導教員は、ゼミ形式により「特別研究」を展開し、学生が計画した履修期間に合わせ修了できるように修士論文作成過程に必要な指導を行っている。さらに、必要に応じて、共通科目を担当する教員及び学外の専門家からも研究遂行に向けた助言が得られるように配慮している。教務委員会は、学生向けに『修士論文作成の手引き』、教員向けに『修士論文作成指導・審査の手引き』をそれぞれ作成している。これにより、「特別研究」による研究の遂行と論文に関わる審査等の流れを共通認識できるようにしている。

診療放射線学研究科では、各学生に1人の研究指導教員及び1人以上の研究指導補助教員がチームを組んで指導に当たっており、各学生は2～4人程度の教員の指導を直接受けながら研究を進めることになる。学生への履修指導及び研究指導については、研究指導教員及び研究指導補助教員を構成員とし、研究科長を委員長とする研究指導委員会の総意に基づいて実施している。学生は、研究指導委員会が主催し半年ごとに開催される中間報告会において、指導教員以外の教員からも意見を聴取し、指導を受ける機会が設けられており、研究を遂行する上で役立っている。

これらのことから、研究指導、学位論文に係る指導に対する適切な取組が行われていると判断する。

5-7-① 教育の目的に応じた成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、これらの基準に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。

成績評価及び単位認定は、大学院履修規程に基づき、各 Semester 終了時に当該科目の担当教員による評価について教務委員会が内容を確認し、研究科委員会の審議を経て実施している。

研究科の修了認定基準は大学院学則に、成績評価基準については関係規程に定めている。大学院学則、大学院履修規程、修士論文審査規程、学位規程は、学生便覧に掲載して全学生に配付し、入学時のオリエンテーションにおいて説明している。修了認定は、研究科教務委員会及び研究科委員会の審議を経て決定している。

これらのことから、成績評価基準や修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されていると判断する。

5-7-② 学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されているか。

看護学研究科においては、修士論文審査に先立ち、修士論文研究計画審査を行うことが修士論文審査規程に定められている。修士論文研究計画審査及び修士論文審査は、研究科委員会での承認を受けた研究科教授2人と当該学生の研究指導教員が審査委員会を開催し実施している。研究科委員会が必要と認めたときには、他大学の研究者1人あるいは専門の異なる研究者1人を追加できることとしている。

修士論文研究計画審査は、修士論文審査規程、修士論文審査内規（修士論文の審査基準を含む）、及び研究科委員会で承認された『修士論文作成指導・審査の手引き』に従って個別に行われている。審査結果は、修士論文研究計画審査報告書に基づき研究科委員会において可否を決定している。

修士論文審査は、提出された修士論文の個別審査に加え、公開論文発表会（最終試験）を行うこととしている。公開論文発表会后、研究科委員会を開催し最終審査を行い、研究科委員全員の承認を合格の条件としている。

診療放射線学研究科において修士論文の審査を希望する学生は、修士論文の概要を含む修士論文審査願を研究科長に提出し、研究科委員会は、提出された修士論文審査願について審議を行い受理の可否を決定している。また、この時に研究科委員会は、研究審査委員会を設置して以後の審査に充てている。研究審査委員会は、審査の公平性を考慮し、当該学生の研究指導を行う研究指導教員1人及び研究指導を行わない教員2人以上を含む複数の教員で構成されている。研究審査委員会の委員長は、研究指導教員以外の教員がこれに当たっている。研究審査委員会には、必要に応じて外部の有識者を加えることを可能としている。研究審査委員会は、提出された修士論文について審議を行い、その結果を研究科委員会に報告している。研究科委員会は、研究審査委員会の審議結果を受け、修士論文審査の実施の可否を決定している。

修士論文審査の実施が認可された場合、研究科委員会は、修士論文研究公聴会を開催し、研究成果を学内に公表している。修士論文研究公聴会の開催後、研究審査委員会は口頭試問による最終試験を実施している。最終試験実施後、研究審査委員会は、修士論文審査判定会議を開催し、提出された修士論文及び最終試験の結果に基づき審査を行っている。研究審査委員会の審議においては、審査の透明性を考慮し、研究審査委員会の委員長を含む委員全員が個別に評価を行い、合格判定については全会一致を原則としている。研究科委員会は、研究審査委員会による審査結果を受け、学位授与の可否について審議し決定している。

また、学位論文の審査基準は明確に策定されており、新規性、有用性、信頼性の3条件について審査を行っている。信頼性は修士論文において必須の要件となるが、新規性と有用性はいずれかを満たせば良いものとしている。また、ヒト、動物を対象とした研究の場合、倫理的配慮に関する記載を必要としている。

以上の手続は、すべて学生便覧に記載しており、学生に周知を図っている。

これらのことから、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制が整備されていると判断する。

5-7-③ 成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられているか。

成績、単位及び修了の認定については、大学院学則及び関係規程に基準を明確に示し、学生には学生便覧、シラバスに明記し周知を図っている。成績評価に係る審議についても正当性、透明性を図るため、研究科教務委員会、研究科委員会で厳格な審議が行われている。また、成績評価に関する異議申立て期間を設け、この制度の目的、方法について学生便覧に明記している。

これらのことから、成績評価等の正確さを担保するための措置が講じられていると判断する。

<専門職学位課程>

該当なし

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 大学院における両研究科共通科目は、幅広い医療実践的知識の獲得及び医療課題への理解に効果を上げている。
- 大学院のシラバスが充実しており、積極的に活用されている。

【改善を要する点】

- 実験で使用するCTとMRIについては、期間中にモバイル装置を借用せざるを得ず、十分な実験環境が整備されているとはいえない。

基準6 教育の成果

6-1 教育の目的において意図している、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、教育の成果や効果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

6-1-① 学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われているか。

教育の成果については、毎年度の国家試験の合格状況、就職・進路状況から検証・評価している。また、両学部とも、学内での教育成果が病院・施設等での実習に活かされ、応用されているかを、実習先指導者からの聞き取り調査及び質問紙調査を通して検証している。

大学院学生については修士論文の審査結果から検証・評価している。平成22年度は、看護学研究科においては4人、診療放射線学研究科においては3人の学生が修士論文審査基準に基づく個別審査によって基準を満たしていることが確認され、さらに、公開論文発表会における最終試験を受け、修士の学位に値することが認められている。

これらのことから、学生が身に付ける学力、資質・能力や養成しようとする人材像等に照らして、その達成状況を検証・評価するための適切な取組が行われていると判断する。

6-1-② 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

半期ごとの Semester 制を採用し、Semester 終了時に授業科目の成績評価及び単位認定を行っている。平成17～19年度の入学者の92.4～95.0%の学生が卒業要件を満たし、標準修業年限内で学士の学位を取得して卒業している。資格取得に関しては、各年度とも、ほぼ100%の学部学生が国家試験を受験し、1回を除き、全国平均を上回る高い合格率を達成している。平成20～22年度の家試験合格率は、看護師が96.1～98.7%、保健師が88.5～89.6%、診療放射線技師が97.1～100%である。

大学院課程については、平成22年度に初めての修了生を輩出している。修了した7人は、計画した修業年限内で修了できており、それぞれ医療機関や教育機関に就職若しくは復帰している。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-③ 授業評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

平成22年度から合同FD委員会主催により、すべての授業科目について15項目の設問ごとに、5点満点で学生による授業評価を行っている。その結果は、「出席率ほどの程度でしたか」については、すべての科目で点数が高く、「内容は理解できた」については、教養教育科目の講義で平均4.19、演習で4.47、実習で4.76、看護学部専門科目の講義で4.19、演習で4.36、実習で4.58、診療放射線学部専門科目の講義で3.84、演習で4.00、実習で4.42、実験で4.50である。「総合的に科目の学学科的・目標は達成できた」については、教養教育科目の講義で4.16、演習で4.46、実習で4.75、看護学部専門科目の講義で4.17、

演習で4.35、実習で4.51、診療放射線学部専門科目の講義で3.80、演習で4.11、実習で4.39、実験で4.75である。また、「総合的に満足できた」については、教養教育科目の講義で4.30、演習で4.51、実習で4.83、看護学部専門科目の講義で4.27、演習で4.36、実習で4.60、診療放射線学部専門科目の講義で4.04、演習で4.19、実習で4.32、実験で4.50である。

学生面談から、学士課程における保健医療専門職共通専門科目、特に「保健医療チーム連携論Ⅱ（実習）」は教育効果が上がっており、学生の満足度も高いことが確認できた。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-④ 教育の目的で意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果について定量的な面も含めて判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

学士課程については、平成20～22年度における就職希望者の就職率は97.1～100%、進学希望者の進学率は100%である。

就職者は、ほとんどが看護師・保健師・診療放射線技師等の職に就いている。

大学院課程については、平成22年度における修了生の就職希望者の就職率は100%である。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

6-1-⑤ 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

卒業生や就職先等の関係者からの意見聴取の結果、看護学部の卒業生は、「看護専門職者としての自覚と倫理観の保持」、「様々な地域に生活する人々の健康維持・増進への使命感」、「保健医療チームの一員としての責務遂行」に関して評価が高い。また、診療放射線学部の卒業生は、在学中に受けた教育について、「知識と教養を身につける上で役立っている」、「よりよい人間関係を形成する上で役立っている」、「診療放射線技師として主体的に行動する上で役立っている」、「医療チームの一員として、他職種と協力する上で役立っている」、「正確かつ安全に診療放射線技術を提供するのに役立っている」等の回答が多い。

これらのことから、教育の成果や効果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準6を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 看護師、診療放射線技師の国家試験合格率が高い。
- 学士課程における保健医療専門職共通専門科目、特に「保健医療チーム連携論Ⅱ（実習）」は教育効果が上がっており、学生の満足度も高い。

基準7 学生支援等

- 7-1 学習を進める上での履修指導が適切に行われていること。また、学生相談・助言体制等の学習支援が適切に行われていること。
- 7-2 学生の自主的学習を支援する環境が整備され、機能していること。また、学生の活動に対する支援が適切に行われていること。
- 7-3 学生の生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準7を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 授業科目や専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

学部については、新学期開始時に2日間にわたり、新入生を含め全学部学生に対し教育課程の特色、授業科目の概要及び履修方法に関する履修ガイダンスを実施している。履修ガイダンスでは、履修方法や履修手続き、選択科目や選択必修科目における科目の選び方等を説明し、また、学部別、学年別に教員紹介、CA（カリキュラム・アドバイザー）紹介等を行っている。

研究科については、受験予定者に対する大学院説明会や入学予定者への説明会を行い、研究科新入生に対するガイダンスとしている。さらに、入学式当日に各研究科合同及び研究科ごとの教務ガイダンスを行っている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

履修計画の円滑化と効果的な学習活動を支援するために、CA制度を導入している。これは、学生8～10人につき1～2人の講師以上の専任教員が担当し、学生と個別に面談してニーズの把握に努め、さらに、学習相談、助言、支援を行うものである。また、各学年に教務委員による学年CAを配置し、教務委員会として学生のニーズや支援状況を把握できる体制にしている。なお、GPAが2.0未満の特別な支援が必要な学生に対しては、担当CA、学年CA、教務委員長が個別に対応し、深刻な事態になる前に当該学生に個別対応することとしている。

また、専任教員については、オフィスアワーを週1回、1時間以上設定し、学習を含めた学生生活全般の相談等に応じられる態勢を整えている。

これらのことから、学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われていると判断する。

7-1-③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-1-④ 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて学習支援が行われているか。

大学院では社会人学生を積極的に受け入れており、講義を受けやすいように昼夜開講制をとっている。

また、夏季、春季集中講義、土曜日の開講や長期履修制度等、社会人学生が在職のまま学修できる教育環境を整えている。大学院学生は図書館閉館後もカードシステムで入館、利用を可能としており、学習環境を整備している。

これらのことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、また、必要に応じて学習支援が行われていると判断する。

7-2-① 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

学生の自立的・主体的な学習を促進するために、附属図書館の開館時間の延長等サービスの拡大を行っている。また、学内ネットワークの整備に伴い、学生が自由に使えるコンピューターをマルチメディア教室、学生ラウンジ等に計 114 台設置している。

また、試験期間中の学習場所の確保のため、授業終了後の時間帯に講義室や演習室を開放し、学生の積極的な使用を促している。

これらのことから、自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていると判断する。

7-2-② 学生のサークル活動や自治活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

学生自治会とサークル活動の支援については、全学組織である合同学生委員会及び事務局学生図書係が担当している。学生自治会行事としては、5月の球技大会と11月の学園祭があり、教員及び事務局職員が救護や危機管理担当者として配置されている。学生によるサークル活動については、運動系サークルが 14、文化系サークルが 17 の計 31 サークルがある。

グラウンドや体育館の使用場所や時間の調整、及び施設設備や道具等の不備については、事務局が対応している。合同学生委員会と学生自治会役員との情報交換会を年 2 回開催し、意見交換を行っており、施設整備や利用時間の延長、学食メニュー、学内連絡ネットワーク等の学生からの要望に対して、大学が対応して改善できる事項、学生側が検討する事項を相互に明らかにし、問題点を共有している。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-3-① 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康、生活、進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

合同学生委員会、学部学生委員会、研究科教務委員会、学生支援システム運営部会（学部学生委員長・学年担任・グループ担任により構成）を設け、事務局とともに生活支援等に関する学生のニーズに組織的に対応できる態勢をとっている。学生の健康相談の窓口としては、学生健康相談室が設置されている。構成員は、事務局管理部長を室長とし、両学部学生委員長、両研究科教務委員長、嘱託保健師、精神保健相談員（非常勤）、学校医（非常勤）からなる。平成 22 年度の相談件数は 141 件であった。

キャリア教育については、看護学部では専門科目内に設定されている「看護専門職の役割と機能」等、診療放射線学部でも同様に専門科目内に設定されている「診療放射線技師の役割と機能」等が教育課程においてキャリア教育を実施している。また、各学部学生委員会の下部組織としてキャリア形成支援室を置き、生涯にわたるキャリア形成の基盤獲得を念頭に、入学時から卒業時まで就職活動や資格取得等を支援している。

ハラスメント防止に関する対策としては、ハラスメントの防止に関する規程と指針をウェブサイトに掲載するとともに、教職員及び学生にパンフレットの配付及び学内にポスター掲示を行って周知されている。

また、ハラスメント対策室を設け相談体制を整備し、メールでの相談も受けられるようになっている。対策室で対応したハラスメントは、平成 17～22 年度中は 2 件である。

これらのことから、生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、健康等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われていると判断する。

7-3-② 特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

現在、障害のある学生はいないが、障害のある来学者に対しては、身体障害者用駐車場やスロープ、自動ドアを設置している。

このことから、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行うことのできる状況にあると判断する。

7-3-③ 学生の経済面の援助が適切に行われているか。

大学独自の奨学金制度は有しておらず、日本学生支援機構の奨学金や病院が実施している奨学金等の斡旋を行っている。なお、平成 21 年度には学部学生 214 人、平成 22 年度には学部学生 229 人、大学院学生 2 人、平成 23 年度には学部学生 198 人、大学院学生 1 人が日本学生支援機構から奨学金を受給している。

学費の減免については、「授業料の減免等に関する取扱基準」により、合同学生委員会で授業料減免等の審査をしている。実績は平成 21～23 年度中には診療放射線学部で、前期、後期各 1 人である。

これらのことから、学生の経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 7 を満たしている。」と判断する。

基準8 施設・設備

- 8-1 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備され、有効に活用されていること。
- 8-2 大学において編成された教育研究組織及び教育課程に応じて、図書館が整備されており、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されていること。

【評価結果】

基準8を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 8-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

当該大学の校地面積は40,739㎡、校舎等の施設面積は12,512㎡であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

敷地内に、建物（北棟、南棟、西棟）、体育館、車庫、運動場（200mトラック1面含む）、テニスコート2面があり、さらに、約400台の駐車場と自転車置き場等がある。実習室・実験室は、看護学部関係が6室、診療放射線学部関係が7室である。ただし、短期大学時代の施設を基本的には継承して使用しており、大学院開設に際しては既存の演習室に間仕切りを施して大学院生室を設置している。

バリアフリー対応については各所にスロープが設置され、北棟及び西棟にはエレベーターが設置されている。身体障害者用トイレは、南棟及び西棟には設置されているが、北棟には設置されていない。駐車場には身体障害者用駐車場を北棟及び西棟入口に設けている。

これらのことから、大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、バリアフリー化への配慮がなされていると判断する。

- 8-1-② 大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されているか。

コンピューターは114台が整備されており、利用時間を定めて学生に自由に利用させている。学内の3か所には無線LAN基地局を設置し、学生が個人所有するコンピューター等の情報通信端末を接続できる環境を提供している。

学内の情報サービスは、すべての学生及び教職員にアカウント及びパスワード、メールアドレスを発行している。また、文書共有等の情報共有機能を提供するポータルサービスを新たに開始して、学生への通知はすべてこれを利用している。

学内情報ネットワーク基盤では、利用者認証によって安全性を確保している。学外へのインターネット接続は、国立情報学研究所の運営する学術情報ネットワーク（SINET）を群馬大学内のSINETノードに經由して接続している。また、新たに統合セキュリティサービスシステムを平成21年度末に導入し、学内のコンピューター端末に対して一定レベル以上のセキュリティ対策機能を安定的に実現している。さらに、ウェブサイトの公開を外部ホスティングサービスに移行し、サーバーコンピューター機器の管理負担の低減を図っている。

各施設・設備の利用方法については、入学時のオリエンテーションで説明しているほか、両学部1年次前期 semester の必修科目となっている「情報科学I」に関する演習科目においても、当該大学のコン

コンピューターネットワーク利用方法及びコンピューターリテラシーについて周知徹底を図っている。

しかし、これらのコンピューター、ネットワークシステムからなる情報基盤の維持管理は、教員が教育研究業務の傍らで担当している状況である。

これらのことから、運用体制について改善の余地はあるものの、大学において編成された教育課程の遂行に必要なICT環境が整備され、有効に活用されていると判断する。

8-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

施設・設備の運用に関する方針は、施設管理規程が策定されており、学生便覧に明記され、大学ウェブサイトにも掲載されている。

なお、学外者についても同規程により、申請をすることで施設の利用を認めており、大学ウェブサイトでも周知を図っている。実際に、近隣住民がサークル活動のために体育館やテニスコートを使用するなど、施設が活用されている。

これらのことから、施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、大学の構成員に周知されていると判断する。

8-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

附属図書館の施設面積は850㎡、座席数は70席である。毎年度、教育研究に必要な図書、雑誌、電子ジャーナルを選定して購入し、これらの図書資料が系統的に整理されている。学生や教職員からの図書購入希望を常時受付、教職員には電子メール等での購入希望調査を実施し、さらに、図書館員が収集した新刊情報等を含めたカタログによる選定も行い、蔵書の整備に努めている。図書の受入数の推移は、毎年度変動はあるものの、蔵書数は和書53,906冊、洋書4,624冊である。一方で、館内図書等の検索を可能とするOPAC（オンライン蔵書目録）公開システム「JOPAC」を運用し、学内外からの蔵書検索の利便性も高めている。

また、DVD等の視聴覚資料についても購入希望調査を実施し、資料の系統的な整備を進めている。平成23年3月現在で視聴覚資料は学術関係1,098点、教養関係544点を所蔵し、実習の事前学習等に利用されている。なお、雑誌については、平成23年3月現在で和雑誌120誌、洋雑誌46誌を購入し、電子ジャーナルについては1,469誌が閲覧できる。

附属図書館利用の利便性向上や大学院学生の最終時限の講義後の利用、さらに、事務局業務終了後の窓口業務の取り次ぎを附属図書館で対応するために、授業のある日の開館時間を22時までとしている。また、学生の試験期間中は開館延長、若しくは臨時開館している。

平成22年度には書架7連の増設工事を実施し、和雑誌のバックナンバーの閲覧の利便性向上を図るとともに、館内の情報検索端末を6台更新し、電子ジャーナルやオンラインデータベース等の電子情報の利用環境を整備している。平成22年度の入館者は延べ64,430人、貸出人数は延べ8,736人、貸出冊数は延べ17,662冊である。貸出人数と貸出冊数は、順調に伸びており、地域に開かれた図書館として県内の医療従事者や医療福祉系の学生、一般県民等学外利用者も多い。また、附属図書館の活用促進のため、新入生を対象としたオリエンテーションや電子ジャーナルの利用説明会、教員と大学院学生を対象としたオンラインデータベース操作説明会等の活動を行っている。この結果、電子ジャーナル利用件数とオンラインデータベース利用件数は年度による変動はあるものの、増加している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効

に活用されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 情報関係の設備の維持管理は、教員が教育研究業務の傍らで担当している状況である。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

- 9-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて改善・向上を図るための体制が整備され、取組が行われており、機能していること。
- 9-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

教育の状況や活動の実態を示すデータや資料は、事務局の各委員会担当において、事務分掌に応じて保管している。具体的には総務会計係、教務係、学生図書係にそれぞれが担当する教授会、委員会等の記録を保管している。

書類は群馬県文書管理規程によって管理され、教職員は必要な時にデータ・資料等を閲覧することができるようになっている。

これらのことから、教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積していると判断する。

9-1-② 大学の構成員（教職員及び学生）の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

全学的には、合同FD委員会が、前期・後期 Semester 終了時に学生による授業評価を実施して、非常勤講師も含めた全科目の授業評価をデータ化している。評価結果は、合同FD委員会が把握し、全体の傾向を分析し、課題を教授会で報告している。合同FD委員会は、各科目担当者に学生評価結果をグラフ化して送付し、結果に基づく教員の自己評価報告書の提出を求め、学生と教員の双方向的評価システムを採用している。また、教員が課題への対応策を適切に講じているかチェックし、問題がある場合は継続的に学生評価のモニタリングを実施している。

平成 22 年度前期評価に基づき、学内教員研修会を開催し、高い評価を得た教員による授業方法の工夫を提言してもらい、評価結果を学内教員に還元している。学生による授業評価結果は、学内ウェブサイトで見ることができるようにしている。

さらに、教員相互の教育活動の改善に資するため、学生に支障のない範囲において相互に授業を公開し、参観できる制度を設けている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

平成 20 年度には一期生を卒業生として送り出しており、卒業生と就職先等の関係者に対して看護学部においては聞き取り調査とアンケート調査を、診療放射線学部においてはアンケート調査を実施している。現在、調査結果に基づき、教育課程の見直しを行うとともに、教育の質の向上・改善に活かす方法を検討

中であるが、卒業生の就職した医療機関において特段に問題視される状況は生じていないため、当面は現行の教育課程に沿って教育を推進していくこととしている。

実習に関して、実習施設の管理責任者及び実習担当責任者、実習指導者等との打合せ会議及び評価会議を定期的に行い、学習成果の確認や意見交換を行い、相互に意見をフィードバックしている。その結果、日々の実習では、教員と指導者間の実習指導体制の連携が強化され、実習修了時には学生が理論をそのまま患者に適用することなく、患者の現状に即した実践を提供できるように変化している。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

9-1-④ 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。

合同FD委員会主催の学生による授業評価は、前期・後期 Semester 合わせて年2回実施している。個々の教員は、授業評価結果を踏まえた改善点等を授業評価報告書にまとめて報告しており、授業方法の改善につながっている。

このことから、個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、継続的改善を行っている判断する。

9-2-① ファカルティ・ディベロップメントが、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

合同FD委員会は、平成22年度の学生による授業評価の結果を教育活動に還元することを目的に、平成23年度には学内教員研修会を開催している。これは、学生から高い評価を受けた授業について担当教員がどのように授業の工夫をしているのかを共有するため、4人の教員によるプレゼンテーションと討議を行ったものである。参加者48人に対する、アンケートの感想40人のうち、教員の授業準備の姿勢や、学生との相互行為を引き出す技術等、今後の自己の授業に「参考になる」が36人、「いづらか参考になる」が4人であった。

また、看護学部FD委員会においては、国立教育政策研究所より講師を招聘して「大学の個性・特徴とFDのあり方」と題して講演会を行っている。さらに、看護学研究科では、開設初年度の2回のシンポジウムにより、前期・後期 Semester の科目担当者間で各教育内容を理解し、学生の達成度を共有化することができ、科目のねらいの理解が浸透している。研究科の修士論文審査の実施過程について情報交換会を行った結果、その後審査を担当した教員から、その他の教員の審査状況が理解でき、不公平のない適切な審査についてルールが理解できたとの評価を得ている。

日常的には、看護学部において領域ごとに授業終了後にアフターセッションを行っており、授業の改善につなげている。「看護学概論」の例では、授業終了後に担当教員と授業参観した教員が集まり、授業後に回収した学生の感想カードを回覧し、その後1～2時間程度、改善を要する点、良かった点等を意見交換して、次回の授業に反映させる点、学生に対してフィードバックする内容等を確認している。

これらのことから、FD活動が、適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

9-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

助手は教授の指導の下で、教育支援や教育補助を担当している。また、研究や学会活動、研修参加等を通し、教育能力向上に努めている。

平成 21 年度以降、大学院課程の開設に伴い、TAを採用し、修士課程教育の一環として学部教育の補助をさせている。指導教授は、TAが学部教育への参加を通じて、大学教員に必要な教育的知識、技術、態度を修得できるように配慮している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 看護学部では、領域ごとに授業終了後にアフターセッションを行っており、授業の改善につなげている。

基準 10 財務

- 10-1 大学の目的を達成するために、教育研究活動を将来にわたって適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。
- 10-2 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、履行されていること。
- 10-3 大学の財務に係る監査等が適正に実施されていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

群馬県を設置者とする公立大学であり、当該大学の教育研究活動を安定して遂行するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を固有財産として有しており、当該大学としての債務は存在しない。

10-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学では、授業料等の学生納付金、その他の収入を確保するとともに、群馬県一般会計の歳入歳出予算に計上され、経常的収入を確保している。

また、当該大学では、毎年度入学定員を欠くことなく入学者を確保しており、安定的な自主財源を確保している。

これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

10-2-① 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。

当該大学は、群馬県を設置者とする公立大学であり、毎年度の群馬県一般会計の歳入歳出予算については、群馬県議会において審議・議決を経て確定した後、地方自治法等関係法令に基づき県民に公表している。

また、当該大学では、予算編成に当たって、各教員からの要望を受けて教授会での審議の上、予算要求原案を作成し、県財政部局との協議・査定を経て当初予算案にまとめられ、各学部の教授会に報告することによって、当該大学の教職員に明示されている。

これらのことから、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されていると判断する。

10-2-② 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

当該大学は、群馬県を設置者とする公立大学であるため、群馬県一般会計の歳入歳出予算により措置がなされ、当該予算内で執行しており、収入と支出は均衡している。

このことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

10-2-③ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

当該大学の予算配分に当たっては、各教員からの要望を受けて教授会での審議の上、予算要求原案を作成し、県財務部局との協議・査定を経て当初予算案にまとめられている。

さらに、教員研究費の一部について、若手研究費・共同研究費という学長裁量の競争的資金制度を導入し、教員の研究意欲を喚起している。

また、施設・設備に係る予算配分については、県財政課と折衝し、群馬県議会における審議・議決を経て確定している。平成17年度の大学設置及び平成21年度の大学院設置時には研究室等の拡充を行い、高額な医療機器等については、中古設備の導入及びレンタル等により対応している。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

10-3-① 大学を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

当該大学は、群馬県を設置者とする公立大学であるため、大学単独での財務諸表は作成していない。

なお、当該大学の収支を含む群馬県一般会計の歳入歳出予算及び決算書は、地方自治法等関係法令に基づき、県民に公表している。

10-3-② 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

地方自治法に基づき、毎年度、群馬県の監査委員による監査が行われているほか、平成15年度には同法に基づき公認会計士等による包括外部監査が実施されている。

また、群馬県職員による行政監査（事務監査）が実施されている。

これらのことから、財務に対して、会計監査等が適正に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準10を満たしている。」と判断する。

基準 11 管理運営

- 11-1 大学の目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。
- 11-2 管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づく規程が整備され、各構成員の責務と権限が明確に示されていること。
- 11-3 大学の目的を達成するために、大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が行われ、その結果が公表されていること。

【評価結果】

基準 11 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

- 11-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

当該大学の最高議決機関は評議会であり、構成は学長、附属図書館長、学部長、各学部選出の教授各 2 人、事務局長、県知事が委嘱する学外有識者 6 人、県知事が任命する県職員 1 人からなる。

大学全体の運営に関する事項は学部研究科合同会議で審議され、構成は学内の評議会構成員である。

学部研究科合同会議の下に全学委員会として、自己評価委員会、企画運営委員会、学術・情報委員会、国際交流委員会、倫理委員会、合同教務委員会、合同入学試験委員会、合同学生委員会、合同FD委員会を設置している。学部における管理運営上の最高意思決定機関は学部教授会であり、構成員は、教授、准教授、専任講師及び助教である。教授会の下に総務委員会、教務委員会、入学試験委員会、学生委員会、FD委員会等を設置している。大学院については、研究科長及び研究科教授を構成員とする研究科委員会が管理運営を行う体制にあり、その下に教務委員会、入学試験委員会、FD委員会等を設置している。

事務組織としては、事務局に管理職として事務局長、管理部長、管理部次長を置き、その下に総務会計係、教務係、学生図書係を設置しており、それぞれ事務分掌が示されている。事務局職員は専任 19 人、非常勤 13 人である。

危機管理の対応すべき分野は防火等に加え、情報管理、公金管理、外部からの侵入者対策、職員・学生の罹災等が挙げられる。緊急事態に際しては、緊急連絡網を整備し、迅速かつ適切な対応が可能である。防火体制は、防火管理規程に基づいて防火管理委員会を置き、消防計画を策定して、定期的に消防訓練を実施している。

情報管理については、教職員に対して教授会等で学生情報、入学試験情報等、各種情報を徹底管理するよう周知を図っている。

また、突発的な事案については、対策本部を設置して集中的に対処する体制を構築して、具体的には、平成 21 年度には新型インフルエンザ対策本部を、平成 23 年度には東日本大震災対策本部を設置し、対処を行っている。

また、大学は基本的に開放型施設であるが、夜間等の不審者侵入防止のために防犯カメラを設置しており、教職員や学生の交通事故等の発生時には事務局職員が迅速に対応できる連絡体制をとっている。

これらのことから、管理運営のための組織及び事務組織が適切な規模と機能を持っており、また、危機管理等に係る体制が整備されていると判断する。

11-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

平成21年4月に新学長に交代した際には、新しい学長の運営方針である「土井プラン2010」が打ち出され、研究部門の業績拡充、大学院博士後期課程の設置準備、附属健康科学研究センター（仮称）の設置準備、知名度アップ、学生・教職員間のコミュニケーションの充実の5つの項目が掲げられ、実現のための取組、検討が行われている。また、それをウェブサイト等において公表することで関係者に周知を図り、教職員、学生、父兄等で大学の現状と将来像の共有に努めている。

学長は、非公式な会合としてサミット（学長、両学部長、附属図書館長、事務局長からなる非公式な意見交換の場）を開催し、学長意向の疎通を図り、学部研究科合同会議で重要事項の審議を行っている。

これらのことから、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっていると判断する。

11-1-③ 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生からの意見、要望等は毎年度実施している「学生生活アンケート」によって把握している。内容としては、施設・設備、図書館、教務関係、学生生活関係、アカデミック・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメント等の様々な意見、要望等が出されている。これらの意見、要望について合同学生委員会を取りまとめ、事務局、各学部、各研究科及び関係する委員会等に検討を依頼している。意見に対する回答、要望事項への改善等の措置、及び対応不可能な要望への理由等は、まとめて年度末に学生自治会に提示している。

教員のニーズに関しては、教授会や各委員会で意見収集する体制になっている。

学外関係者の意見は、評議会による審議のほか公開講座・オープンキャンパス等の学校行事に対するアンケートによって把握されている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

11-1-④ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし

11-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務局職員は県（群馬県自治研修センター）や公立大学協会等関係団体の主催する育児休業者支援研修、公立大学職員セミナー等の研修会等に参加している。研修参加については、原則として出張扱い若しくは職務専念義務免除扱いとなり、研修受講を促している。

このことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

11-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

当該大学の管理運営に関する基本方針は設置条例及び学則に定められている。この条例及び学則を前提として、

- (1) 大学の組織（評議会、学部研究科合同会議、合同委員会、学部教授会、学部委員会、研究科委員会、学生健康相談室等）
- (2) 人事（学長選考、学部長選考、附属図書館長選考、教員選考、教員任期等）
- (3) 服務（学外研修、兼業許可、休憩・休息时间）
- (4) 教務（履修及び評価、再入学、聴講生、特別聴講学生、科目等履修生等）
- (5) 学生支援（職業紹介、学生生活、授業料減免・猶予、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント等）
- (6) 施設（施設管理、附属図書館利用、防火管理、情報ネットワーク利用等）
- (7) その他（GPA、学年・グループ担任、キャリア形成支援等）

の7つの大項目に関して、それぞれ必要な規程、要綱、要領が定められており、規程集として集約されている。これらの学内諸規程は学内ポータルに掲載することでいつでも閲覧できる状態にある。

これらのことから、管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の選考、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されていると判断する。

11-2-② 大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあるか。

大学の活動状況に関するデータや情報並びに評議会、学部研究科合同会議、学部教授会、研究科委員会及び各委員会の議事録等は、事務局が保管し、必要に応じて教職員が閲覧できるようになっている。

このことから、大学の活動状況に関するデータや情報が適切に収集、蓄積されているとともに、教職員が必要に応じて活用できる状況にあると判断する。

11-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

学校教育法第109条の規定に則り、毎年度『自己点検・評価報告書』を作成し公表されている。報告書作成のための基礎的なデータは各学内委員会が企画する各種アンケート等によって収集され、自己評価委員会に設置される自己点検・評価報告書作成部会にて報告書の作成がなされる体制ができています。

報告書は文部科学省大学振興課、公立大学協会、設置者である群馬県健康福祉課等に配付されるほか、行政資料として登録することで群馬県庁県民センターや各県民局で一般県民の閲覧に供されている。また、大学ウェブサイトにおいても公表されている。なお、報告書は全教職員及び非常勤講師にも配付され、課題等を全学で把握できるようにしている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されていると判断する。

11-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による検証が実施されているか。

大学設置後7年目であることから、自己点検・評価の結果の外部者（第三者）による検証は今回の大学機関別認証評価の受審が最初である。

このことから、自己点検・評価の結果について、外部者による検証が実施されていると判断する。

11-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

評価結果の事後点検等、組織的なフィードバックは現在行われていないが、次年度の『自己点検・評価報告書』の作成時に前年度からどのような進展があったかを念頭において振り返りを行っている。

このことから、管理運営の改善のための取組が始められていると判断する。

11-3-④ 大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信しているか。

大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報の社会への提供は、主に大学ウェブサイトで行っている。平成23年度から義務化された教育情報の公表については、ウェブサイト当該事項を掲載することによって適切に対応している。さらに、群馬県が企画し上毛新聞社が出版を行っている「グラフぐんま」において、学生のボランティア活動等が紹介されている。

また、学長自ら地元テレビ局でコメンテーターを務めるほか、地元新聞の連載コラム等、学長の各種県内メディアへの発信も多く、学長をはじめとして教員が率先して大学の教育研究活動の状況やその活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信している。

これらのことから、大学における教育研究活動の状況や、その活動の成果に関する情報をわかりやすく社会に発信していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準11を満たしている。」と判断する。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

(1) 大学名 群馬県立県民健康科学大学

(2) 所在地 群馬県前橋市上沖町323-1

(3) 学部等の構成

学部：看護学部、診療放射線学部

研究科：看護学研究科、診療放射線学研究科

(4) 学生数及び教員数（平成23年5月1日現在）

学生数：学部479人、大学院26人

専任教員数：61人（休職者1名は除いてある）

助手数：8名

2 特徴

本学は、平成17年4月に4年制学士課程の看護学部看護学科及び診療放射線学部診療放射線学科の2学部2学科を有する大学として設立された。

本学の特徴として以下の点があげられる。

(1) 教育面の特徴

① 保健医療専門職としての看護職者・診療放射線技師の養成

最新の専門的知識・技術とともに豊かな人間性と高い倫理観を持つ保健医療専門職としての看護職者・診療放射線技師を養成し、提供する保健・医療・福祉サービスの質を向上させる。本学は群馬県立の大学であることから、より高い資質を持つ保健医療専門職としての看護職者・診療放射線技師を県内に輩出することにより、県民への保健・医療・福祉サービスがより一層充実することに寄与することとなる。

② 大学院による高度保健医療専門職養成教育実現の基盤確保

本県の保健医療サービスの質的向上のためには、指導的役割を担う人材の育成が急務である。そのためには、大学における4年間の基礎教育課程に加え、大学院による教育を通して、深い学識及び卓越した能力を培う必要がある。大学院の開設については、平成21年10月に文部科学省から設置認可され、県議会における条例改正手続きなどを経て、平成21年4月に看護学研究科看護学専攻及び診療放射線学研究科診療放射線学専攻の2研究科2専攻で開設されることとなった。両研究科においては、学部教育と連動可能な教育カリキュラムを基盤とすることとしている。

また、学生の高学歴志向への対応や、現役保健医療職

者への継続教育の提供を組織的に実現し、真に県の保健・医療・福祉サービスの質向上に貢献する機関とするためには、大学院教員組織による教育・研究活動の充実が不可欠である。本学では、県立の高等教育機関として大学院教育を視野においた教員組織の形成、カリキュラム編成を行っている。

(2) 研究面の特徴

教員の研究活動を活性化するため、受託研究取扱規程、共同研究取扱規程、奨学寄付金取扱規程、研究倫理審査規程、動物実験規程等の研究支援のための諸規程を整備している。さらに学内研究費の一部を公募による競争的配分とし、採択研究課題については研究終了後、審査委員会による評価を行っている。また大学運営組織としての学術・情報委員会の下に研究部会を置き、教員による研究の推進および外部研究資金導入のための支援体制をとっている。

(3) 地域社会への貢献面の特徴

① 大学教員の特性を活かした公開講座を一般地域住民や医療従事者を対象に年5回程度開催している。公開講座終了後にアンケート調査を行い、受講者からの評価を受けると共に、その結果を次回以降の公開講座に活用している。

② 群馬県が運営している「出前なんでも講座」にほとんどの教員が登録し、県内諸団体からの要請を受けて講演等を行っている。

③ 教員による講演会、講習会、研修会等の地域貢献活動を大学が積極的に支援し、年度ごとに地域貢献活動報告書を作成し、公表している。

④ 現在就業している保健医療職者の継続教育への要望に応えることは、本学の大きな役割の一つである。臨床現場の保健医療職や短期大学、専修学校等の養成施設卒業者に最新の研究成果に基づいた専門性の高い知識技術に関する学習機会を提供している。さらに学士課程完成後、平成21年4月から大学院（修士課程）を開学したが、県内の需要動向を踏まえつつ博士課程の設置を目指し医療専門職者への卒後教育機関としての整備を進めていく考えである。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 本学の理念・目的等について

（1）教育理念

対象の人間としての尊厳を維持しながら、高度に体系化された専門的知識・技術を基盤とした科学的根拠に基づく実践を提供し、常に最良の健康状態の実現を目指す保健医療専門職としての看護職者・診療放射線技師を養成する。さらに、将来、群馬県内のみならず国際的にも活用可能な研究成果を産出するとともに、わが国における最高水準のEBPの創造・開発・普及に携わり、保健・医療・福祉環境における技術革新に貢献できる人材としての基盤を築く。

（2）教育目的

教育理念の実現を目指し、本学の所在する群馬県の県民をはじめ、様々な地域に生活する多様な人々の生涯にわたる健康水準の維持、向上に貢献する方法を学ぶ。この過程を通して、豊かな人間性を培い、変動する社会の中で個々の役割を担いながら、自然と共生し独自の文化を育み生活する人間に対する理解と関心を深める。また、科学的根拠に裏付けられた専門的知識・技術及び高い倫理的判断力を身につけ、常に対象の人間としての尊厳を維持しながら、より質の高い実践を開発・提供できる保健医療専門職としての基盤を築く。

（3）「次世代指向型カリキュラム」について

本学では、保健医療の対象となる「人間」を中心に、社会や文化、自然への理解を深めながら系統的・段階的に専門的な知識、技術が習得できるようカリキュラムが組まれている。カリキュラムの特徴は、①従来の疾患を中心とした医学モデルに基づいたカリキュラムではなく、「人間」を中心においていること、②カリキュラム編成の理論に基づいて普遍的な教育内容の要素を組み合わせられて編成されているため、一貫性と系統性がある知的基盤を形成できること、③将来にわたり成長し、社会の変化に対応できる能力の育成を目指す「次世代指向型」である。

2 卒業生の特性

群馬県立県民健康科学大学は、卒業生に期待する特性として次の6項目を掲げ、4年間の基礎教育課程を提供し、その獲得を支援する。

- （1）わが国、特に群馬県における保健医療チームの一員として科学的根拠に基づく専門的知識・技術を駆使し、責務を全うするための基礎的能力を持つ。
- （2）対象の人間としての尊厳を維持しながら、科学的根拠に基づく実践を実現するための基礎的能力を持つ。
- （3）人間の生涯とその生活に対する普遍性と多様性に強い関心と深い理解を示す。
- （4）群馬県民をはじめ様々な地域に生活する人々の健康維持・増進に対する強い使命感を持つ。
- （5）人種、民族、年齢、性別等の異なるあらゆる対象の福祉に貢献する専門職としての責務を自覚し、高い倫理性を備える。
- （6）科学及び学術の価値を確信し、EBPに意義を見出す。

本学は卒業生にこれらの特性を最大限に発揮しながら、保健医療専門職として自律的に成長することを期待する。また、将来的には、EBPに採用可能な研究成果を産出し、保健・医療・福祉環境における技術革新を促進するとともに、群馬県のみならず国際的にも活用可能な新たなEBPの創造・開発・普及に貢献することを期待する。

3 研究

医療系の大学として、看護学、診療放射線学、基礎医学及び一般教育学等の研究を推進し、その成果を社会や教育に還元する。

本学が推進する研究は、次のいずれかに該当するものである。

- (1) 地域の健康問題に寄与する内容であること。
- (2) 先駆的または独創的であり、医療の発展に寄与する内容であること。
- (3) 国際的な学術の発展に寄与する内容であること。
- (4) 本学の教育・研究の発展に寄与する内容であること。

4 地域社会への貢献

地域社会への貢献は、公立大学である本学の最も重要な目標の一つである。大学運営組織としての企画運営委員会の中に地域連携推進部会を設け、大学主催の公開講座、学部主催の研修会等、さらに教職員個々が地域住民等の要請を受けて行う出張講座等の地域社会への貢献活動を推進する。

また、大学は前橋市の桂萱地区に所在し、地域にとって最も身近な行政機関のひとつでもある。桃木川左岸に隣接していることもあり、河川堤防の美化促進や地域の一員としての各種行事にも積極的に参加し、学生達のサークル活動参加等も含め学内全体で、当地域の美化運動等に積極的に協力している。

なお、平成21年4月に土井邦雄学長が就任したことに伴い、教育・研究・地域貢献の三本柱の元に、当面の本学の行動プランを「土井プラン2010」として掲げ、学内はもとより大学設置者、県議会や地域の方々に向けても発信している。

iii 自己評価の概要（対象大学から提出された自己評価書から転載）

基準1 大学の目的

学部及び大学院の目的は、学校教育法の規定に基づき明確に定められており、趣旨は本学の基本理念とも整合性が認められるものである。その内容は学則、学生便覧、大学案内、大学ホームページ等への掲載により、大学構成員への周知が図られるとともに、社会に広く公表されている。

基準2 教育研究組織（実施体制）

本学は医療専門職者養成という目的達成のために看護学部看護学科及び診療放射線学部診療放射線学科を設置し、保健医療に関する包括的な研究・教育体制を整えている。

教養教育の体制は、学生の興味・関心に応じて履修できるように整備されており、非常勤講師の担当する科目は専任教員による支援体制が確立されている。

意志決定機関として学部研究科合同会議や教授会、研究科委員会が開催されている。特に教授会は、教授以下専任教員全員が構成員であるため、実質的活動が十分に行われている。

教育課程や教育方法の検討については、合同教務委員会及び各教務委員会も審議事項や構成員が適切に定められ、必要な回数の会議を開催しており、審議機関としての機能を十分果たしている。

基準3 教員及び教育支援者

本学学士課程は保健医療専門職としての看護職者・診療放射線技師の養成、修士課程では高度保健医療専門職養成教育実現の基盤確保を目指している。これらの教育目的に適った基本方針のもとで、学部長、研究科長の責任体制下で必要な教員を確保し、組織的連携を図り、教育研究活動の活性化に取り組んでいる。教員数は設置基準で求められる人数以上で、主要科目は専任教員の教授または准教授が担当し、専任講師は主に実習を担当する配置になっている。また教員の研究活動は教育内容に直結するものである。教員の教育研究活動を活発化すべく任期制を導入するとともに定期的な評価も行われている。また、採用に関しては明確な規定を運用しての公募制を導入している。教育課程を展開するための事務組織（教務係）に関しては必要な人員が確保され、さらに臨床教授及び臨床実習指導者を学外教育支援者として配置している。またTA制度も活用している。

基準4 学生の受入

大学及び学部ごとの入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）は明確に定められ、学生募集要項や大学ホームページを通して公表し、広く周知されている。これに沿った入学者を選抜するため、一般試験に加えて推薦や社会人特別選抜など、多様な入学試験形態を取り入れている。本学の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の本質は保健医療専門職（看護職者及び診療放射線技師）を目指す者を受け入れることであることから、全ての入学試験形態に面接試験を課し、専門職に対する適正、目的意識を含めた人物評価を重視した選抜を行っている。入学試験の実施は学部、研究科ともに入学者選考のための実施体制が組織され、最高責任者である学長の指揮の下に教職員がそれぞれの責任と役割を分担して円滑かつ公正に試験を実施している。入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかの検証については、入学者選抜の結果と入学後の成績追跡調査により、その分析方法や改善課題発掘方法の検討を現在進めているところである。実入学者数は看護学部で2ないし3人、診療放射線学部で1人の入学定員を上回っている。これは大学の目的達成のため卒業生数が入学定員を大きく下回ることを防ぐための措置であり、入学後の学習指導環境や臨地実習環境に照らしても適正数範囲である。

基準5 教育内容及び方法

学部教育課程は、学部の枠を超えた学際性・総合性を考慮した編成であり、なおかつ専門科目においては学部ごとの教育目的に掲げられた人材の育成に直結する内容が包含される。保健医療専門職の養成という教育目的から、講義、演習、実験・実習を有機的・体系的に配置し、両学部とも少人数教育を徹底して学生の理解度に応じた教育を行っている。また、学生は興味に応じて他学部の授業も履修でき、入学前の他大学等での既修得単位及び留学した学生が留学先で修得した単位を本学開設科目として認定可能としている。授業は教員の研究領域と密接に関連して展開され、研究成果を授業に還元したものとなっている。学生はカリキュラム・アドバイザー（以下「CA」という。）の指導の下で、履修計画を作成する。CAはGPA制度により学生の成績や単位修得状況を把握し、修学上の支援を行っている。シラバスには、統一形式で授業概要や評価方法などの情報が明記され、学生は各授業科目の準備学習を進めることができる。自主学習を行う上での時間的配慮は、時間割編成を含め、授業計画段階において充分に行われており、自主学習の場としても図書館や学生ラウンジなどが開放されて、有効に活用されている。成績評価基準及び卒業認定基準は、学則に基づき策定され、学生便覧等を通じて学生に周知している。成績評価等の正確さの担保には入力ミスのチェック体制をとり、成績評価に対する学生からの異議申し立て制度も有効に機能している。

大学院修士課程は高度医療専門職者の養成を目的に、看護学研究科では実践看護学領域と看護教育学領域、診療放射線学研究科では放射線画像検査学分野と放射線利用学分野が編成されている。教員は自身の研究分野を授業に還元した授業展開を行っている。履修に関してはキャップ制とGPA制度によって単位の実質化を図り、社会人等の時間に制約のある学生に対しても夜間の授業開講や集中講義を導入して配慮し、きめ細かな指導を行っている。シラバスは統一した形式で作成され、学生の自主学習に役立っている。研究論文の指導については組織的な支援体制が確立されている。成績評価や学位論文に係る評価、修了認定についても公正に行われ、評価基準は学生に周知されている。成績評価の正確さについても成績入力チェック体制をしき、学生による成績評価への異議申し立て制度も設けられている。

基準6 教育の成果

本学では、卒業生に期待する特性を学生便覧等に示し、その獲得のための教育課程を提供している。この結果としての国家資格取得、就職・進学状況から教育の効果が上がっていると判断できる。またFD活動として実施している学生による授業評価からは学生の授業に対する満足度が非常に高いことが言える。さらに、卒業生及び就職先等の関係者からの意見聴取の結果から、本学の教育の成果や効果が上がっていると判断できる。

基準7 学生支援等

教務関係及び学生生活等に関するガイダンスは、全学的に周到な計画のもと実施され、さらにカリキュラム・アドバイザー制度とグループ担任制度により、個々の学生に対して支援や助言を行い、学生支援ニーズのくみ上げが適切に行われている。

自主的学習を支援するセンターホール、学生ラウンジを整備し、さらに演習室の開放により、学生が自主的に学習する環境が適切に整備されている。また自主的学習を支援するIT環境については、マルチメディア室など学内LANに接続したコンピュータを設置し、授業以外でも学生が利用できる態勢にある。

課外活動については、多くの学生が少ない自由時間を最大限活かして、サークル活動を立ち上げており、また自治会による球技大会や学園祭を積極的に企画・実施している。

生活支援等に関する学生のニーズは担任を通して、学生支援システム運営部会、さらには学部学生委員会、合同学生委員会への組織的に把握される体制となっている。健康に関する相談・助言は学生健康相談室が行い、進路に関する相談・助言はキャリア形成支援室が担う。各種ハラスメントに対しては、ハラスメント対策室を

群馬県立県民健康科学大学

設置して相談体制を整備している。

学生への経済面の援助として、各種奨学金の斡旋を行い、また学生の状況に応じて授業料減免を行っている。

基準 8 施設・設備

本学は大学設置基準で定められた基準を満たす校舎等の設備を有する。ただし、4年制大学改組を機に建設した西棟以外は短期大学時代の建物を継承したものであり、手狭であることは否めない。バリアフリー対応について、西棟は完全対応済みであり、その他においても適宜自動ドア化改修などを進めている。

ICT 環境については、マルチメディア教室の整備によってだいぶ刷新された。情報ネットワークに関してもリース契約にて導入している。また、無線 LAN スポットの設定や学生が自由に使える情報端末を学生ラウンジ等に整備している。

学内施設については、申請をすることで誰でも利用可能であり、学生や教職員はもとより近隣住民などにも貸し出され、有効に活用されている。

附属図書館は、学生・教職員のほかに県内医療専門職者や一般県民のためにも開放されており、活用されている。蔵書整備に努めているほか、視聴覚資料や電子ジャーナルの充実にも努めている。

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し蓄積されている。

学生による授業評価や教員が自ら自己の教育内容を評価する制度を通して、教育の質の向上・改善に反映する体制を構築している。

卒業生や就職先等の関係者からの意見を、教育に反映させている。

学生による授業評価及び教員の授業評価に関する調査から、教員は評価結果をもとに次回または次年度の授業改善に活用している。

FD 活動として全学的、学部別、研究科別研修会、セミナー、シンポジウム、情報交換会を開催した。これらの開催により、教育活動及び教授活動の現状と課題が共有でき、改善に必要な知識を検討する機会となった。

教育補助者としての助手は教授の指導の下、研究や学会活動、研修参加等を通し、教育能力向上に努めている。

基準 10 財務

本学は、公立大学であり、収入と収支が均衡しているため、教育研究活動を安定して行える状況にあると言える。また、科学研究費補助金等の外部資金の獲得も積極的に行っている。また、学長裁量の競争的研究費制度を行って、教員の研究意欲を喚起している。

施設・設備に関しては短期大学時代のものを基本的には承継しており、CTやMR等の機材もレンタルで対応せざるを得ない状況である。設置者の財政状況は厳しく、充実した予算の確保が課題となっている。

予算執行については、法律に基づいた監査によって担保され、その結果は県民をはじめ世間に広く公表されている。

基準 11 管理運営

本学の管理運営組織については、群馬県の一機関として、群馬県行政組織規則に定められている他、群馬県立健康科学大学条例、学則及び各種学内規程に基づき設置運営されている。

大学運営においては、学長のリーダーシップが発揮され、柔軟かつ迅速な意志決定がなされるとともに全学で情報を共有する体制づくりがなされている。

学生のニーズは学生アンケートにより把握され、それに対する回答を大学として行っている。学外関係者のニーズについては、評議会のほか、地域懇談会で集約されている。ただし、収集した意見を組織的にフィードバックする体制が整備されていない。

各種学内規程は体系的に整備され、全教職員で共有されている。

情報発信については、学長のテレビ出演や新聞コラム連載をはじめ、組織的に積極的になされている。学内情報は、担当部署が蓄積し、ホームページに詳細に掲載され、学内のみならず社会一般に広く公開している。これらの情報に基づき、学長が委員長を務める自己点検・評価委員会が中心となって自己点検・評価を行い、効率的に大学改善にフィードバックしている。

iv 自己評価書等

対象大学から提出された自己評価書本文については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照下さい。

なお、自己評価書の別添として提出された資料の一覧については、次ページ以降の「v 自己評価書に添付された資料一覧」をご参照下さい。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201203/daigaku/no6_1_1_jiko_gunma_d201203.pdf

v 自己評価書に添付された資料一覧

基準	資料番号	根拠資料・データ名
基準2	別添資料A	規程集 (p. 25～)
基準4	別添資料E	平成23年度入学試験実施要綱 (平成23年度一般入学試験)
	別添資料F	平成23年度入学試験実施要綱 (平成23年度推薦入学・社会人特別選抜試験)
	別添資料G	平成23年度入学試験実施要綱 (平成23年度大学院入学試験)
基準5	別添資料H	修士論文作成の手引き
	別添資料I	修士論文作成指導・審査の手引き
基準6	別添資料J	学生による授業評価の調査結果 ～ 平成22年度後期 Semester ～
基準7	別添資料A	規程集 (p. 241)
	〃	規程集 (p. 243)
基準11	別添資料K	新聞コラムへの掲載状況
	別添資料L	平成21年度自己点検・評価報告書